

水道事業の指定管理業務範囲の拡大について

1 要旨

水道企業団において、広島西部地域水道用水供給事業（以下「西部用水」という。）及び沼田川水道用水供給事業・工業用水道事業（以下「沼田川用水・工水」という。）で実施している指定管理業務について、令和 7 年度から業務範囲の拡大を行う。

2 現状・背景

水道施設を管理することを目的として設立された㈱水みらい広島を指定管理者として、西部用水では平成 25 年度、沼田川用水・工水では平成 27 年度から、指定管理業務を実施している。

導入から 10 年以上が経過し、水道サービスの信頼性の確保及び施設管理水準の維持・向上に一定の成果が認められる中、水道事業を取り巻く環境変化に迅速に対応できる効率的な実施体制を将来にわたって構築していく必要がある。

3 業務範囲の拡大について

(1) 現契約及び変更内容

- 業務の範囲：広島西部地域水道用水供給水道、
沼田川工業用水道及び沼田川水道用水供給水道の一部
- 指定管理者：株式会社水みらい広島（広島市中区小町 1 番 2 5 号）
- 指定の期間：令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日
- 変更適用時期：令和 7 年 4 月 1 日

<変更内容>

	現行	変更後
金額	10,105,370 千円	13,058,530 千円 (+2,953,160 千円)
業務内容	水道施設の運転管理、水質管理、 料金の徴収代行、窓口対応、 施設の維持修繕	水道施設の運転管理、水質管理、 料金の徴収代行、窓口対応、 施設の維持修繕及び更新

(2) 拡大対象となる主な業務

浄水場の受変電設備などの更新や、流量計・水位計など計器類の取替、災害時に被災した管路の復旧など、指定管理施設における施設整備業務（更新工事及び災害復旧工事）を拡大対象とする。

4 期待される効果

- 施設を日常的に維持管理している指定管理者が状態（修繕や点検の結果等）を基に、更新工事の必要性や実施時期、整備内容の適否を判断するとともに、民間事業者のノウハウの活用、水道DXなどの新技術導入による新たな整備手法などについて提案することで、更新時期の適正化や更新工事に係る投資費用の抑制などが図られる。
- こうした取組により、効率的な更新工事による漏水の未然防止、漏水や事故時の早期対応・復旧体制の確立による断水回避など、安定給水の確保が可能となり、県民サービスの向上が図られる。
- 業務量の増大が見込まれる老朽化施設の更新工事などの施設整備業務を指定管理業務に追加することで、水道企業団の限られた人材を、新設工事や計画立案などの業務に集中させることで、より効率的な執行体制の確保が可能となる。

5 今後のスケジュール

- 令和7年2月 指定管理者との変更協定締結
- 令和7年4月 指定管理業務範囲の拡大